

札幌市子どもの権利に関する推進計画(素案) に対するご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市子どもの権利に関する推進計画の策定に当たり、平成 22 年 12 月 17 日から平成 23 年 1 月 26 日までの 41 日間、素案を公表し、それに対する意見を募集しました。

このたび、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方を報告いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を変更しない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

今後とも、札幌市の子どもの権利の推進に向けた取組にご理解とご協力をお願いいたします。

【目次】

- 1 意見募集実施の概要 p. 1
- 2 計画(素案)からの修正点 p. 2
- 3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 p. 5
 - (1) 大人の意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 p. 5
 - (2) 子どもの意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 p. 32

平成 23 年(2011 年)3 月
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

市政等資料番号
01-A01-10-1414

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

平成22年12月17日（金）から平成23年1月26日（水）まで

(2) 意見提出者数、件数

大人 47人（団体3含む）、117件
子ども 272人、369件

区分	大人	
	提出者数	構成比
10歳代	0	0%
20歳代	4	8.5%
30歳代	10	21.3%
40歳代	8	17.0%
50歳代	9	19.1%
60歳代	4	8.5%
70歳代	3	6.4%
80歳代	1	2.1%
不明	5	10.6%
団体	3	6.4%
合計	47	100.0%

区分	子ども	
	提出者数	構成比
小学生	123	45.2%
中学生	140	51.5%
16歳以上	1	0.4%
不明	8	2.9%
合計	272	100.0%

(3) 提出方法の内訳

提出方法	大人	子ども
郵送	18	143
持参	1	0
ファックス	4	0
電子メール	4	0
ホームページ（意見フォーム）	19	0
学校等とりまとめ	-	129
その他	1	0
合計	47	272

(4) 提出された意見の内訳及び素案からの修正箇所とこれに関する意見の内訳

区分	意見件数		修正箇所 (7箇所)	【修正に関する 意見の内訳】	
	大人	子ども		大人	子ども
第1章 計画の策定に当たって	3	-	-	-	-
第2章 現状と課題	9	-	-	-	-
第3章 基本理念及び基本目標	4	-	-	-	-
第4章 基本施策	82	353	7	10	31
基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進	(21)	(80)	(2)	(1)	(4)
基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり	(37)	(97)	(3)	(7)	(4)
基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済	(17)	(127)	(2)	(2)	(23)
基本目標4 子どもの権利を大切にす意識の向上	(7)	(49)	-	-	-
第5章 計画の推進と評価	5	-	-	-	-
その他、計画全体への意見	14	16	-	2	-
合計	117	369	7	12	31

2 計画（素案）からの修正点

修正点 1

該当項目	基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」（計画 19 ページ）
修正理由	子どもの意見表明・参加の促進に関して、子どもからは、「一部の子どもだけではなく、広く子どもの意見を聞いてほしい。」といった趣旨の声がありました。このことは、重要な視点であり、参加の具体的な場面において、より多くの子どもが意見を述べたり関わったりできるよう取り組む必要があることから、御意見を踏まえてその趣旨を盛り込みました。
修正内容	修正前 子どもに関係するさまざまな場面において意見表明、参加を保障することは、権利条例の目的である子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながります。 また、市政においても、子どもが市民の一人として、大人とともにまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識する中で、子どもに関わる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。 こうしたことから、市政におけるさまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援します。
	修正後 (前段部分 省略) こうしたことから、市政におけるさまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援します。 <u>子どもの参加を進めるに当たっては、より多くの子どもが意見を述べ、事業に関わることができるよう取り組んでいきます。</u>

修正点 2

該当項目①	基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」 ○地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援（計画 21 ページ）
該当項目②	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり（計画 27 ページ）
修正理由	関係機関との連携や地域における取組に関する記述について、関係団体を具体的に示したほうがよいという意見や地域の育成団体の活用を求める意見、町内会組織等の地域社会が子どもに目を向け、対策を講じることで、虐待や体罰・非行は少なくなるという意見をいただきました。こうした御意見を踏まえ、地域との取組に特に関わりが深いと考えられる 2 か所について具体的に例示を行い、さらに、地域の取組として挙げている具体的な取組の中に健全育成に関する取組についても追加しました。
修正内容①	修正前 例えば、地域団体が行っている行事やボランティア活動、子どもと大人が共に地域課題の解決に向けて話し合う場など、子どもが地域の活動に参加する機会の充実に向け、市民に対して、子どもと大人が共にまちづくりに関わる事例などの情報提供の支援を行うとともに、市民が子どもの参加に関する知識や技術を習得する機会を設けるなど、ひとづくりに関する取組をより一層進めます。
	修正後 例えば、 <u>町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会など、地域団体が行っている行事やボランティア活動、子どもと大人が共に地域課題の解決に向けて話し合う場など、～（後略）</u>
修正内容②	修正後 そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。
	修正後 そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、 <u>さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。</u> (併せて、「第 4 章 基本施策」の「5 計画に関連する主な取組や事業」「心豊かな青少年を育む札幌市民運動」（計画 46 ページ）を計画本文の「主な取組」欄にも掲載)

修正点 3

該当項目①	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援 (計画 25 ページ) の主な取組
該当項目②	基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」 基本施策 1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 ○児童虐待への対応 (計画 31 ページ) の主な取組【再掲】
修正理由	児童虐待への対応に関する具体的な対策については、「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき実施していくこととしていますが、市民の皆様からも、児童相談所の機能強化や関係機関等との連携強化、さらには、地域との連携などについて御意見をいただいています。これらの意見や同プランの検討経過等を踏まえ、児童虐待に関する基本的な考え方を明記しました。
修正内容①	修正前 ◆ 児童相談所将来構想に基づく取組の推進 - 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。(子ども未来局、各区)
	修正後 ◆ 「札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく取組の推進 - 現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称) 区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。(子ども未来局、各区)
修正内容②	修正前 ◆ 児童虐待予防地域協力員 - 児童虐待予防地域協力員を養成し、児童虐待は、社会全体で解決すべき問題として、早期発見・早期対応に万全を期していきます。(子ども未来局)
	修正後 ◆ 「(仮称) オレンジリボン協力員制度」の創設 - 従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「(仮称) オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や町内会、商店街なども気軽に参加してもらい、身近な社会資源や地域力を高め、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。(子ども未来局)

修正点 4

該当項目	基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 ○子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり (計画 26 ページ)
修正理由	不登校の児童生徒に関する対策については、フリースクール等の民間施設との連携に関して、さまざまな御意見をいただきました。また、子どもからも、フリースクールに安心して通えるようにしてほしいなどの声をいただいています。こうした御意見を踏まえ、札幌市としても、民間施設との連携等に関する取組をより具体的に分かりやすく示す必要があると考え、必要な修正を行いました。
修正内容	修正前 ◆ フリースクールなど民間施設との連携 - フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます。(子ども未来局、教育委員会)
	修正後 ◆ フリースクールなど民間施設との連携 - <u>教育委員会が開催する研修会等にフリースクールなどの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び掛けるなど、情報交換や連携を進めます。(教育委員会)</u> ◆ フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進 - フリースクールなどの民間施設に対する、 <u>運営などに関する支援や協働による事業の実施などの支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進めます。(子ども未来局)</u>

修正点 5

<p>該当項目</p>	<p>基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」 基本施策 1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 ○子どもの権利に関する相談及び救済（計画 30 ページ）の主な取組</p>				
<p>修正理由</p>	<p>子どもアシストセンターについては、多くの子どもから、好意的な声が寄せられましたが、その中には、「悩みを相談したところで何が変わるのか分からない」、「相談しづらそう」といった意見もありました。こうした意見を踏まえて、子どもアシストセンターが、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き取り組んでいくことについて明記しました。</p>				
<p>修正内容</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 459 300 564"> <p>修正前</p> </td> <td data-bbox="312 459 1444 564"> <p>◆ 子どもアシストセンターの運営 － 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）において子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 573 300 712"> <p>修正後</p> </td> <td data-bbox="312 573 1444 712"> <p>◆ 子どもアシストセンターの運営 － 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）が、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいきます。また、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）</p> </td> </tr> </table>	<p>修正前</p>	<p>◆ 子どもアシストセンターの運営 － 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）において子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）</p>	<p>修正後</p>	<p>◆ 子どもアシストセンターの運営 － 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）が、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいきます。また、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）</p>
<p>修正前</p>	<p>◆ 子どもアシストセンターの運営 － 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）において子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）</p>				
<p>修正後</p>	<p>◆ 子どもアシストセンターの運営 － 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）が、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組んでいきます。また、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）</p>				